

## 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会

### 第2回運営小委員会 議事録

1 開催日時 令和7年8月6日（水） 12：59～13：35

2 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

3 出席者

公益代表委員 2名（上江洲純子、西村オリエ 敬称略）  
労働者代表委員 3名（石川修治、喜納浩信、野原陽子 敬称略）  
使用者代表委員 3名（新垣朝雄、田端一雄、比嘉華奈江 敬称略）  
事務局 4名（岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員）

4 議題等

- (1) 使用者意見概要書について
- (2) 特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について
- (3) その他

5 配付資料

- (1) 特定（産業別）最低賃金関係労働者の考え方（再掲）
  - ・沖縄県糖類製造業
  - ・沖縄県各種商品小売業
  - ・沖縄県自動車（新車）小売業

- (2) 特定（産業別）最低賃金関係使用者意見概要書
  - ・沖縄県糖類製造業
  - ・沖縄県各種商品小売業
  - ・沖縄県自動車（新車）小売業

## 令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第2回運営小委員会（議事録）

### 崎原賃金室長

時間前ではありますけれども、皆さんお揃いですので始めたいと思います。

皆さん、こんにちは。

これより「令和7年度沖縄地方最低賃金審議会 第2回沖縄県最低賃金運営小委員会」を始めたいと思います。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

はじめに、各委員の出欠の状況ですが、本日、公益の岩橋委員は所用のため、欠席でございます。

よって、出席者は、公益代表委員が2名、労働者代表委員が3名、使用者代表委員が3名でございますので、本委員会は最低賃金審議会令第5条第2項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

では、これから議事進行を、上江洲委員長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

### 上江洲委員長

皆さん、こんにちは。

それでは、これより「第2回運営小委員会」を開催いたします。

まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

労側委員は、野原委員、お願いいたします。

使用者側委員は、新垣委員、よろしくお願ひいたします。

(両委員、了解)

### 上江洲委員長

では、まず、本日の議題（1）「使用者意見概要書について」です。

その前に事務局から何かあればお願ひいたします。

### 崎原賃金室長

前回の本審の中で田端委員と新垣委員から、特定最低賃金の適用労働者数についてのご質問がございました。

その回答をこちらで行いたいと思いますが、適用使用者数については令和3年センサスの事業所数となっております。

適用労働者数は令和3年センサスの労働者数から適用除外労働者数の数、18歳未満及び65歳以上の者が差し引かれた数字となっておりますが、特にご指摘がありましたのが、各種商品小売業が令和6年度の要覧では労働者数が6,490人でございましたが、今年度の要覧では5,190人で前年度からマイナス1,300人となっているということでした。

1,300人というのは、主に18歳未満と65歳以上の者の適用除外労働者数を差し引いたものではありますけれども、去年の6,490人というのが更新されまして、本省から示されたものが5,900人という数字だったんです。

その中から適用除外労働者は、令和6年基礎調査の結果から出ました適用除外労働者の割合の約700人を差し引いて5,190人という数字になっております。

各種商品小売業の本省から示された数については、少し数字の精査が必要なのかなと事務局でも疑問を持っているところですので、今後精査して確認していきたいと思っております。

以上になります。

### 上江洲委員長

ただいま事務局から説明がございましたが、この点に関してさらに確認等ございますか。

(田端委員挙手)

### 田端委員

今の説明は説明不足かなと思うのですけれども、事務局から聞いた話では、沖縄県の経済センサスがあつて、それを基に基幹的労働者ということですので、18歳未満65歳以上を省くというようなことで、その数値を出していると聞いております。

一番新しい沖縄県の経済センサスが令和3年で、各種商品小売業の事業所数が43あって、従業員者数が7,454人となっています。

結局それから18歳未満、65歳以上を引かれてということであれば分かりますが、その過程を含めて説明していただきたいのと、事業所数が43に対して25と明らかに差があります。

実は各種商品小売業の細分類の中で百貨店、総合スーパーというのがあって、そこは25の事業所となつております、それと一致しています。

なので、各種商品小売業の中の細分類が3つあります、3つの中の1つのみ捉えているのではないかということも含めしっかりと説明していただきたいと思います。

それと令和3年の経済センサスをベースとした場合に、令和4年以降の各年の数値は適用使用者数、適用労働者数はどのような形で算定をしているのかを教えていただければと思います。

### 崎原賃金室長

各種商品小売業の適用使用者数が25となることについては、センサスで示された3つの細分類の一つの数字に合致することは田端委員の仰るとおりでして、労働者数についても5,000人余りというのも近い数字かなと思っております。

3つのうちの本来は3つということになろうかと思っていますけれども、これについて今後、精査したいと思っております。

### 田端委員

はい、最初からそう言っていただければと思いますが、まず分類の仕方に誤りがあるのかなと思いますので、そこはしっかりと精査していただきたいと思います。

それと、令和3年の経済センサスから、令和4年以降の各年の数字をどのようにして持ってきていくのか。

経済センサスで出てくる従業員数で18歳未満、65歳以上は省くというのは分かりました。

その省き方はいつのデータに基づいて省いているのか、それも含めて教えていただきたいと思います。

### 崎原賃金室長

令和6年に基礎調査したときの各種商品小売業の労働者数というのに復元した人数が出るのですが、その中で適用除外の割合を出して、本省から示された労働者数から引いて、出た数字が今回の数字になるのですが、その後の中間の調査である令和3年次フレーム確報というのがあります、それを基礎資料とすると言われています、その数字が本省から示されているということになります。

計算方法については当局では把握していないところです。

### 田端委員

計算方法も含めて明らかにしてほしいということと、令和3年の経済センサスは公にされているデータなので調べると出てくるわけですよ。

令和6年の復元された数字がどのような形で示されているのかを含めて、計算過程が分かるようにしていただければと思います。

### 崎原賃金室長

去年の資料の令和6年の基礎調査の結果の中で、各種商品小売業の一番上の欄に出ている人数になっています。

### 田端委員

令和3年の各種商品小売業の一番上に出てきている事業所数が7,454と。

そこから令和4年以降の令和7年までの各年までの数値は、復元されたものとされていましたが、どのようにして出しているのか不明ですので、計算過程が分かるような資料として提出していただければと思います。

### 崎原賃金室長

分かりました。

そのようにいたします。

### 上江洲委員長

事業所数ですけど、細分類の一つで 25 として、今回の対象となっているもので間違いはないと思うのですけれども。

各種商品小売業で細分類のうち該当するのは、一つですよね。

### 崎原賃金室長

百貨店、総合スーパーというものですね。

### 田端委員

それも含めて確認していただきたいのですが。

特定最賃の業種の名前は、いわゆる小分類の名前とされていて、各種商品小売業となっています。

この各種商品小売業と特定最賃の各種商品小売業が一致するのか。

細分類の百貨店、総合スーパーであれば、それも含めて明らかにしてほしいと思います。

### 上江洲委員長

ずっと百貨店、総合スーパーとして審議してきているとは思います。

### 崎原賃金室長

確認いたします。

### 上江洲委員長

では、今、田端委員からの宿題が出ましたけれども他にございますか。

大丈夫ですか。

(特になし)

### 上江洲委員長

では、ここから議題1に入らせていただきます。

「使用者意見概要書について」ですけれども、皆様もご存じのとおり、中賃の目安額が示されています。

沖縄はCランクですけれども、64 円と示されております。

地域別最低賃金については、これから本格的な審議に入りますが、これと併せて、この後の専門部会の状況も踏まえないといけません。基本的には特賃の場合にはそれを上回る額が要求されてまいりますので、念頭に置きながら検討をお願いしたいと思います。

それでは、使用者意見概要書について、事務局から説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

資料は7ページからになります。

沖縄県の特定（産業別）最低賃金で改正申出があったのは、糖類製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業の3業種でございます。

申出労働者の考え方については、第1回の運営小委員会で労働者代表委員より説明がなされたところですが、使用者意見概要書についても提出がございましたので、私の方から読み上げて説明いたします。

糖類製造業について、改正の意見要望というところですけれども、「令和6年度の原料用さとうきびは台風や干ばつ等の自然災害の影響が少なく、全般に良好な天候のもと、数年ぶりに76万tの生産量を記録した。しかしながら、収穫期後半の降雨による操業遅延に加え、時間外労働の上限規制への対応としての人員増、資材費等の掛かりまし経費の発生等により、各製糖事業者の経営は昨年から引き続く厳しい状況にある。また、国からは最大限のコスト削減が求められており、砂糖消費量の減少、資材費の高騰、円安の進行等外的要因も大きい中、老朽化する工場設備及び働き方も含めた合理化、省人化等に向けた整備も喫緊の課題として対応をせざるを得ない状況にある。以上を踏まえ、糖類製造業において、特定（産業別）最低賃金を設定する状況になく、改正審議を行う必要性はないと考える。」というご意見でございます。

続いて、各種商品小売業になります。

業界の経済状況というところですが、「2025年の沖縄県経済は観光産業を軸に回復基調が続くと予測されており、入域観光客数はコロナ渦を経て順調に回復を見せており、関連消費を押し上げていますが、その裏側で小売業を含む多くの県内企業は深刻な構造的課題に直面していると思われます。第一に、離島県であるが故の構造的なコスト高です。

沖縄県は、原材料や商品の多くを県外からの移入に頼らざるを得ず、海上・航空輸送コストが価格に恒常に上乗せされます。近年の全国的なエネルギー・原材料価格の高騰と円安は、この輸送コストと相まって県内事業者の仕入れコストを二重に圧迫しています。

第二に、沖縄県の一人当たりの県民所得は依然として、全国最下位水準にあり、物価高騰は県民の生活に大きな影響を与えています。スーパーの売上高は、名目上増加していますが、これは物価上昇による影響が大きく、消費者の節約志向は根強いです。このため、仕入れコストの上昇分を販売価格へ十分に転嫁することは極めて困難であり、企業の利益率を著しく圧迫していると思われます。

2番目に労働状況です。少子高齢化による労働人口の減少を背景に、県内小売業では、人手不足が深刻化していると思われます。

続いて、意見要望についてです。

（1）脆弱な経営環境 沖縄県の小売業は島嶼県特有の物流コスト、低い県民所得に起因する価格転嫁の困難さ、そして他業種との人材獲得競争という極めて脆弱な経営環境下に置かれていると思われます。

（2）市場原理の機能 深刻な人手不足を背景に賃金は既に市場原理に基づいて上昇傾向にあり、規制による介入の必要性は低いと思われます。

（3）供給減少リスク 特定（産業別）最低賃金の導入は年収の壁問題を深刻化させ、既に不足している労働供給をさらに減少させることで、人手不足を悪化させる副作用が大きいのではないかと思われます。

以上の理由から沖縄県の経済実態を看過した画一的な特定（産業別）最低賃金の設定は必要ないものと思われます。」というご意見でございました。

最後に、自動車（新車）小売業です。

「1 業界の経済状況」について、沖縄県内の新車販売の状況は昨年と比較すると半導体不足の解消や長納期車両の改善等のおかげもあり好調ですが、自動車業界においては世界的にEV自動車の普及加速や米関税引き上げによる影響など今後も引き続き長期にわたり不安定な状況が続くことが予想され予断を許さない事態であると考えております。

「2 業界の労働状況」について、昨今の自動車業界においては人材確保は慢性的な課題であり沖縄県を含め全国的に専門学校への入学者も減少傾向となり今後も長期的な課題と考えております。

継続的に企業においては社員が安心して働く環境整備をより一層追求していく事が必要不可欠で企業にとっては大きな投資となると考えております。

「3 業界の賃金状況」について、県内自動車業界の人材不足解消を図る上で賃金改定は必要と認識しておりますが、昨今の働き方改革と人材確保の観点からも環境整備への投資を最優先すべきで最低賃金上乗せは厳しい状況であると考えております。

「4 産業別最低賃金改正の意見・要望」について、労働者にとって賃金改定の重要性は理解できますが、今年度以降も続く業界の経済状況を鑑みると企業にとっては上記のとおり環境整備改善への投資が急務であり様々な分野で費用が発生します。

これらのことから自動車（新車）小売業に係る特定（産業別）最低賃金の設定の必要性は無いものと考えます。」というご意見でございました。

以上になります。

### 上江洲委員長

ありがとうございます。

ただいま、事務局から使用者意見概要書の説明がございました。

これに関して、使用者側から何か補足等はあればお願ひいたします。

(特になし)

### 上江洲委員長

次は、議題（2）の「特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無に係る検討について」となります。

改正の必要性の有無について、先ほど使用者意見概要書も提出されております。

前回、労側からも意見の提出がございました。

改正の必要性の有無についてそれぞれの委員から意見を頂戴したいと思うのですけれども、どちらから行きますか。

(田端委員挙手)

### 上江洲委員長

はい、田端委員から。

### 田端委員

使用者側の意見を補足して説明したいと思います。

ただいま、各産業別の使用者意見概要書の説明があったように、3業種ともそれぞれの関係使用人からは、特定（産業別）最低賃金の必要性を認めておりません。

ですので、使用者側としては、糖類製造業、各種商品小売業、自動車（新車）小売業のそれぞれ特定（産業別）最低賃金を設定する状況になく、特定（産業別）最低賃金の審議入りの必要性は無いものと考えています。

### 上江洲委員長

使側、他に補足ございますか。

では、労側からご意見ございますか。

(喜納委員挙手)

### 喜納委員

ありがとうございます。

労側の喜納です。

私どもは労働組合があるとき、会社に同じようにお願いしているのは価格転嫁を含めた賃上げは同時にいかないと、ますます低賃金で景気にも影響を及ぼすということをずっと審議してきました。

春に正社員組合を中心とした改定を行いましたけども、最低賃金近傍で働くところはこの最低賃金の審議の結果を踏まえて変わっていくものなので、審議に入らないということは労働者側として非常に残念だと思います。

私も全国を回っていますが、沖縄の賃金の低さは言い方は難しいですけれども悲しいほど低いです。

労働者の生産性との問題もあるんでしょうけど、使側としてどのように考えているのかをその話も聞く機会が必要であろうと思っています。

このままいくと、さらに低額の商品の趣向が高まっていきますので、ぜひ消費者の主体となる特定最賃も含めて審議入りしてほしいというのが、労側としての一番の思いであります。

3業種としても人手不足について言及していますが、それがどう特定最賃に活かしていくか、全く前向きな意見が聞けないのは非常に残念に思っております。

人手不足で採用ができない、ではどうしていくのかは使側、労側で話をすべきと思って私達は提出をさせていただきました。

それと現在、3業種で働いている人の働き方の状況が触れられていないことや、人が足りなくて時間外、そして労働負荷がかなりかかってきている状況を本来使側、労側で確認すべきであろうと思っておりますが、審議に至らずという状況は残念に思っているところです。

以上です。

### 上江洲委員長

ありがとうございます。

では、野原委員。

### 野原委員

はい、労側から野原です。

意見の概要書を拝見させていただいて、先ほど喜納委員からもありましたけれども、確かに人手不足というのは触れられていましたし、現状の状況が厳しいというのは内容を見て確認いたしました。

ただ、その中でどうしても今の状況というのは、労側が厳しいということと、あと沖縄特有の構造的な改革ですか、構造的なコストであったりとか、県民所得の部分、年収の壁の部分があります。

ここに関しては、今後、沖縄で特定（産業別）最低賃金を出してほしいとしている労側の立場からすると、国、県に何かお願いしないといけないということを踏まえて、審議入りする必要があるのでないかなというのが私の意見です。

ただ、そこは厳しいという意見をいただいているというのがすごく残念です。

意見は以上です。

### 上江洲委員長

石川委員、よろしいですか。

(石川委員了承)

### 上江洲委員長

今、労側から思いが伝えられましたが、使側委員から何かコメントありますか。

### 田端委員

このような結論に至った考え方を述べさせていただきます。

昨年も申し上げましたけれども、まず賃金水準については労使間の交渉を通してそれが決定されるというのが原則であります。

最低賃金については、最賃法に基づいて審議会で決定を委ねていると。

また、特定（産業別）最低賃金については、地域別最低賃金を上回る水準が必要と認められる場合に、関係労使の申出を受けて公労使の三者の全会一致の議決を経て決定されるとなっております。

他の産業よりも高い水準の賃金を設定することで企業、産業の魅力を高めることができるというメリットがあると認識しておりますが、その新設、改廃は労使のイニシアチブに委ねられていて。

ただ、その当該特定（産業別）最低賃金の設定が民事的な効力、強制力を伴うものであることから、業界内の様々な意見に十分に配慮することが必要であると考えておりますし、関係使用者の意見概要書をとったところでございます。

県内の特定（産業別）最低賃金の設定当初においては、関係労使が一致して当該産業の魅力を高める、主要としての必要性を認めて設定されたものと思いますが、この数年の地域別最低賃金の大幅な上昇、今回も64円という過去最大の目安が示されておりますが、そのことにより特定（産業別）最低賃金の意義が相対的に薄れてきているというという現状は否めないと思います。

また、最近では人手不足のために賃金を引き上げて募集を行っている事業者が増えており、地域別最賃を上回る賃金設定を行っている事業者があることも承知しておりますが、賃金の設定については個々の企業の実情を踏まえて個別の労使交渉や協議を通じて決定を行われるべきものであること、業界内での各社の事業環境の違いや賃金の考え方から給与水準にもばらつきがでてきていている状況にあること等から業界全体として特定最低賃金を設定する意義を認めていないという状況にあります。

このため、今回申出のあった3業種の特定（産業別）最低賃金については、使用者側として、審議の必要性を認めないとしたところであります。

また、申出のあった業界全体で特定（産業別）最低賃金を設定することを認めた場合には、当然、労使のイニシアチブで特定（産業別）最低賃金を設定することは可能であり、それを否定するものではありませんが、残念ながら現状ではそのような状況ではなく、これは実は去年も申し上げたのですが、むしろ使用者側の反対もあることから、このような判断をさせていただいていることを念のため申し添えておきたいと思います。

私からは以上です。

### 上江洲委員長

おそらく、労使それぞれの思いは伝わっているかと思います。

特定（産業別）最低賃金にかつて審議に聞いていたものとしても、状況として厳しいということは承知しながらも、やはり特定（産業別）最低賃金の意義というのはある程度この業界の中でも労使が協調して残していくこうという動きがあったことは事実としてあることだと思います。

ただ、使用者からありましたけれども、地賃を上回るということが、業界内の賃金を上昇させていくこともあります。ただ、残念ではありますけれども労使見解一致には至りませんでした。

3業種すべてについて改正決定の必要性については、見解の一致が得られないということで、その件は運営小委員会で決定することが難しいという状況になります。

ですので、今回申出がなされた3業種については、全会一致に至らなかつたということと、それによって改定の必要性有との結論に達しなかつたということを報告書として、取りまとめて本審に報告をさせていただくことになると思います。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲委員長

それでは、事務局から、報告書の案をお配りしたいと思います。

報告書の案の内容をご確認いただきて、特にご自身の名前も記載されていると思いますので、そこもご確認いただきたいと思います。

(事務局、報告書を配布)

比嘉委員

すみません。

一言だけいいですか。

上江洲委員長

はい、比嘉委員どうぞ。

比嘉委員

一言だけお伝えをさせていただきたいのですが。

人手不足などの業種も深刻に考えていて、それに対して審議入りをしないからといって、何もしていないわけではなくて。

自動車（新車）小売業の2番目にも記載されているとおり、安心して働く環境整備を経営者側としてもやっているという事実はあると思います。

それに対して、賃金だけではないところでの投資をしているということもあると思うので、今回は、経営者側として審議入りは難しいと思っていますけれども、労使が一体となって話し合っていく必要性は今後も変わらないと思いますし、使用者側もそこはそうしていくべきと思っている経営者もたくさんいると思うので、引き続き、働く環境をどう作っていくのかということは賃金以外でも話をしていく必要があると思いますし、実際そうしているはずなので、そこはご理解いただきたいと思いました。

以上です。

上江洲委員長

比嘉委員ありがとうございます。

今、お手元に報告（案）が配布されているかと思います。

この内容で報告させていただきてよろしいでしょうか。

特に間違い等ございませんか。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

上江洲委員長

では、この報告書のとおりに、14時から開催予定の第3回本審に報告させていただきたいと思います。

ありがとうございます。

では、議題3「その他」とありますが、事務局から何かございますか。

崎原賃金室長

特にございません。

上江洲委員長

これで終了となります、委員からなにか発言ありますか。

(田端委員挙手)

田端委員

はい、先ほどの冒頭の適用使用者、労働者数のところで沖縄県の特定（産業別）最低賃金の一つは各種商品小売業となっていまして、九州各県で見ると大分県、宮崎県は各種商品小売業となっています。

先ほどは百貨店、総合スーパーとありましたが、実は、福岡県、熊本県、鹿児島県で見ると百貨店、総合スーパーの特定（産業別）最低賃金というのを明確にしていますので、やはり沖縄の各種商品小売業は産業小分類でいう各種商品小売業となっていると思いますので、その点も含めて事務局で確認していただきたいと思います。

上江洲委員長

すみません。

百貨店、総合スーパー以外のいわゆるスーパーとは区別した形でこれまでも審議した経験があるので、タイトルが明確になっていないという点もあるかもしれませんので、その点も含めてご確認をお願いできればと思います。

よろしくお願ひします。

ではこれで第2回運営小委員会を終了したいと思います。

皆様、お疲れ様でした。